

## はじめに

岐阜県は、日本のほぼ中央に位置する内陸県で、海拔0メートルから3,000メートルの山々に至るまで、古くから「飛山濃水」の地と呼ばれ、四季折々の変化に富んだ美しい自然に恵まれています。また、県土の8割を占める豊かな森林と、そこに源を発する清流が県内をあまねく流れる「清流の国」でもあります。

平成26年には、この清流が育んだ「本美濃紙」の伝統技術が、ユネスコの無形文化遺産に登録されました。また、本県の象徴ともいべき「清流長良川の鮎」が世界農業遺産候補に選定されたほか、およそ1,300年の歴史を持つ鵜飼漁など、私たち岐阜県民は、清流に対し畏敬の念を抱きながら共存し、そして清流を源とする文化と伝統を育んできました。

今日、適切に管理されない森林や野生動物による農作物被害の増加、外来生物の繁殖、水環境の悪化などが懸念されており、これらを放置すると、私たちの安全・安心な生活環境が失われていくとともに、地域のみならず地球規模の環境にも悪影響を及ぼす恐れがあります。

こうした中、平成22年の「全国豊かな海づくり大会」では、平成18年の「全国植樹祭」で打ち出した「木の国・山の国」の森林づくりを発展させ、森から海へとつなぐ清流と美しい自然が本県の素晴らしい財産であることを再認識し、そして平成24年に大成功を収めた「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」では、地域の絆を深め、県民一人ひとりが「清流の国」として、ふるさと岐阜を誇りに思う貴重な経験となりました。

さらに、本年10月に開催した「第39回全国育樹祭」を契機に、先代から受け継いだ森林を守り育て、次世代へ引き継ぐ取組みを県民総参加で進めるとともに、100年先の森林づくりを全国に発信しました。

今後も、「清流の国ぎふ」づくりに向けた取組みを、皆さまとともに推進し、清らかで美しい水と緑に恵まれたふるさと岐阜県の環境を守り、その素晴らしい環境を次世代へ伝えていくことが私たちの責務であると考えております。

昭和47年に公害白書として発行して以来、44回目となるこの白書は、平成26年度における本県の環境の状況及び環境の保全に関する施策を中心に取りまとめたものです。

本書を通じて、県内の環境の状況と県の施策についての理解を一層深めていただき、環境の保全と創造に向けた具体的な取組みを進めていくための一助となれば幸いです。

平成27年11月

岐阜県知事

古田 肇